

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 15

発行：2010年1月18日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

“静かな空を取り戻すまで” 迎春 今年も頑張ろう

裁判勝利と反基地平和運動の前進をめざし頑張ろう!



第四次厚木爆音訴訟団
団長 藤田 栄治

原告の皆さん新年おめでとうございます。2010年の新春を健やかに迎えられることとお慶び申し上げます。

裁判は多くの原告の皆さんの協力や膨大な事務作業に取り組む事務局の頑張りと、そして弁護団の熱意など全体の力で原告側のペースで順調に推移しています。今年もまた年明け早々から、全原告を対象とした居住状況陳述書作成作業や、爆音による健康被害を訴える事務作業、そして間もなく原告本人尋問も始まり、いよいよ詰めめの段階にさしかかります。ぜひ裁判の進行を見守って下さい。

一方厚木基地では昨年12月、米軍はこれまで配備していた戦闘攻撃機FA18C「ホーネット」12機を、より騒音の大きいFA18Eスーパーホーネット」に交換するという暴挙を行いました。このことにより爆音の被害はさらに拡大することになるのでないでしょうか。なんとも腹立たしい限りです。

それだけに、「飛行差し止め請求」を掲げ裁判を闘っている私たち第四次訴訟団の役割は極めて重要になっています。何としてもこの裁判を勝ち取り「平和で静かな生活環境」を取り戻さなければ、そんな思いを強く抱きます。

さて、昨年は歴史的ともいえるべき政権交代を実現させました。しかし、発足したばかりの自民党政権のもとでの財政、経済、外交防衛、官僚指導の政治構造など多くの「負の政治課題」を抱え、まさに前途多難を思わせる船出にあります。特に沖縄に見られる米軍再編の動きは、新政権内部での意見の相違が如実に表れ苦悩する姿が浮き彫りになっています。

このままでは新政権が掲げた、「対等な日米関係の構築」「日米地位協定の改定提起」「米軍再編や米軍基地の在り方の見直し」の公約は宙に浮いてしまうことにならざるを得ないでしょう。

爆音の痛みを知る私たちは今こそ「爆音のたらい回し反対」「基地はアメリカに持ち帰れ」の運動をこれまでに以上に強め、世論を巻き起こしながら、新政権をして公約を着実に実行させる努力をしていかななくてはならないと思います。

いま「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」の沖縄の仲間が先頭に立って大きな運動を起しています。私たち厚木爆音訴訟団も沖縄の仲間と連携し、運動の輪をさらに広げて行くよう努めていきます。

飛行差し止めを基軸にした第四次厚木爆音訴訟裁判と反基地平和運動をしっかり連動させてこの一年をお互いに頑張ってください。



第四次訴訟の全面勝利をめざし頑張りました
厚木基地爆音防止期成同盟
委員長 鈴木 保

新年を迎え、全原告の皆さんに「あけまして、おめでとう」と申し上げます。

七、〇五四人の原告で立ち上げた、第四次爆音訴訟は昨年十二月二日（第九回）の口頭弁論を終わらせ、町田、藤沢、相模原の被害地域からも加わって、十五人の原告が法廷で爆音被害の激烈さ、健康、生活の破壊に陳述をしまりました。この間、被告国からも（二〇〇八年十二月十日）で、準備書面が第四回口頭弁論で提出されました。内容は、原告からの主張する被害がどのようなものであり、更に言えば究極的には、本件飛行場周辺からの転居によって避けられることのできる性質の損害であると述べています。

この被告からの抗弁は、本件訴訟を愚弄した、全く未熟で的外れのたわ言と謂わざるをえない主張である。

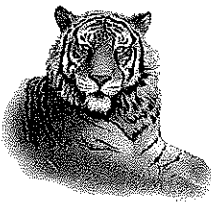
我々原告が主張する「差し止め」は、昼夜を問わずジェット機の爆音に悩まされ、生命、健康、生活を脅かされている現状から、せめて夜間だけは、ジェット機等の離着陸を止め、爆音をなくして欲しい、昼間も生命、健康、生活を破壊しない程度にしなさいと、願いを託して訴訟を四回も提起しているのである。

すでに第一次から第三次までの、裁判は、厚木基地の爆音被害が、基地周辺住民に、人格権、環境権を侵害され、耐えがたい被害を蒙っている実態を違法であると判決が確定されており、本件基地における米軍機、自衛隊機の飛行につき、制限規制を「差し止め」で明確にすることは法的に当然可能なことである。

オバマ米大統領に「ノーベル平和賞」が受賞される報道に驚きました。そして十二月十日、ノルウエーでの受賞演説で「戦争の正当性、良い戦争と悪い戦争」と主張したことに更に吃驚し、急いでテレビを消しました。いま二〇一四年を目途に、米軍基地の強化再編が走り続けています。

就中、米軍基地の七五パーセントを背負い続けてきた沖縄では、普天間基地の国外、県外での連日、その内容が報道されたが、決まらず、最終的に今年の五月を期限として、民主党政権の結論を発表することになりました。これもまた迷走することなく、沖縄の期待と要求を反古にすることなく、沖縄県民の心に添えて欲しいと思います。

今年も多事になりますが、爆音解消のため頑張ります。





厚木基地第四次訴訟弁護団

弁護団長 中野 新

皆様 新年明けましておめでとうございませう。
第四次厚木爆音訴訟は2009年中に、原告も被告の主張の主要な部分については展開がなされ、(もつとも被告国の主張はきわめて遅く、これからは)部分もかなりあります(が)、本年2010年の夏頃からは、証拠調べとしての科学者の尋問、行政法学者の尋問と原告代表者10数名の本人尋問という過程に入っていくこととなります。
御承知のとおり、今次の爆音訴訟では従前どおりの民事損害賠償請求に加えて、民事訴訟・行政訴訟の2つの面から爆音の差し止めを請求しています。差し止めの対象は米軍機と自衛隊機のいずれもとされています。

この差し止め訴訟のうち米軍機の爆音差し止め請求の根拠として、我々弁護団は従来にはなかった新しい主張を展開しています。それは、現在の厚木基地滑走路の米軍機の使用が日米安保条約と、それを具体化した地位協定そのものに違反している、米軍機の訓練飛行・タンチアンドゴー、NLPなどそのものが日米安保条約違反の基地使用形態だということ主張です。

日米安保条約と地位協定によれば、日本によって米軍の基地として提供される基地の使用形態には、2種類があり、その1つは米軍が管理権を独占するもの(地位協定2条1項a号)と日本が管理権を有するもので米軍がそのつど使用を許されるもの(地位協定2条4項b号)があり、昭和46年7月1日以降厚木基地滑走路部分の1部返還によって、この滑走路部分は地位協定2条4項b号の対象部分となり、日本が管理権を持つことになっています。

そして政府の国会答弁や内閣の閣議決定によれば、厚木基地の滑走路で米軍の使用が許されるのは、「米軍専用区域(2-1-a地区)への出入り」のため及びそれに関連したその他の運輸上の必要をみたすため」にのみ許されるのであり、「米軍の専用する施設・区域への出入りのつど使用を認められる」ものであるとのことです。

ところが皆様よくご存知のように、厚木基地での米軍機は「専用区域への出入り」などではなく、日常的に飛行訓練、離着陸訓練、タンチアンドゴー、ロバースなど訓練という許されな使用目的のために飛来したり、駐留したりしているのです。

この我が弁護団の具体的な法令、条約上の根拠を挙げた米軍飛行違法論について、被告国は裁判所による答弁催促にもかかわらず、いまだに答えを出していません。
この点だけからでも、第四次厚木基地訴訟の現段階は勝利の展望を力強くしていると言えましよう。

12月2日横浜地裁で第9回回頭弁論が開かれました

【陳述書全文】

(大和市西鶴間在住) 原 富四郎さん



1 私は、大和市西鶴間4丁目に住む原富四郎と申します。
私は、現在63歳です。私は、昭和37年に新潟から上京し、昭和38年に前々から希望していた自動車板金の仕事を見つけて、大和市に越してきました。職場も寮も大和市下鶴間にありました。
私は、厚木基地というのは厚木市にあるとばかり思っていましたから、引越してきた当初は、住宅地を昼も夜も飛び、飛行機のうるささに驚きました。それ以来40年以上、飛行機の爆音を浴び続けています。
私は昭和46年に妻と結婚して、昭和47年に会社の融資制度を使って今の家を購入しました。当時は、会社が紹介する物件を買うという条件で、住宅資金を融資する制度があり、その紹介物件の中に、職場まで歩いて通える今の家がありました。
当時、私は一日12時間も働きずめでしたし、職場に一番近い家を選ぶ以外に選択肢はありませんでした。それで昭和47年6月に今住んでいる家に引っ越しました。
2 私の家は基地北端から、約1.5キロメートル真北にあり、滑走路の延長線上に位置しますので、厚木基地を離着陸する飛行機は、家のほぼ真上を通ります。
飛行機が家のすぐ真上を飛ばす時の音は、甲高い金属音のまじった轟音で、周りの音が何も聞こえなくなり、とてもうるさいです。特に、平成16年ころに配置されたスーパーホーネットの騒音は、さらにそれをひどくしたものです。爆発音のような音が続くので、従来のジェット機との違いがすぐわかります。
米軍のジェット機は、基地から離陸する時は、1機の音が消えないうちに、次の1機が飛び立つことが多いので、すぐに複数の音が重なって、大きな轟音となります。また、着陸の時は4機編隊で飛んでくることさえあります。1機ずつ旋回して着陸するので、1機が着陸態勢に入って轟音が響き、また次の機が着陸態勢に入って轟音が響く、ということの繰り返しです。パイロットの腕が悪いのか知りませんが、旋回の回数が増えることもあります。長い時は、着陸だけに10分以上続く爆音を浴びるので、とてもつらいです。
3 騒音から受ける被害は様々ですが、私は、その中でも特に、大切な人との会話が邪魔されるのがとても嫌です。
私たち夫婦には、別に暮らす娘と息子、そしてそれぞれの孫がいます。小学校2年生になる孫娘はおしゃべりが好きです。孫は週に2回くらいは電話をしてくて、学校であった出来事を私たちに伝えてくれます。私も、電話で孫の成長がわかるので、とても楽しみです。しかし、電話中、騒音で孫の声が聞こえなくなることが、ここ数年で何度もありました。孫は、楽しそうに話していても、騒音が聞こえてくると、こちらに伝わらないのがわかるので、諦めて電話を切るようになりました。孫の気持ちを思うとかわいそうですし、私もとても残念です。
緊急な電話も爆音によって邪魔されたことがあります。平成元年2月3日ころ、姉から、私の家に電話があったときのことです。その数日前から、新潟の父が体調を崩していたことは分かっていたので、電話が鳴った時に、父の容体を知らせる電話かもしれないと思いました。しかし、電話に出たちょうどその時に、爆音が聞こえました。新潟に住む姉の声だとわかったのですが、話す内容がまったく聞き取れず、電話を切らざるをえませんでした。10分後、ようやく爆音が途切れたのを確認して、急いでこちらから姉に電話をかけて、父が危篤状態であることを知りました。すぐに新潟に

駆けつけましたが、父が息を引き取った後でした。10分で父の生死が変わり、最期を看取ることができたわけではありませんが、このときの10分は私にとって重みが違いました。早く父のことを知りたいとあせる気持ちとなぜこんな時に爆音に邪魔されるのだ、という怒りが混じる、複雑な心境になりました。その時の気持ちは、今でも思い出します。
夫婦間の日常会話も妨害されます。今年の春のうるさい時期に、私が「銀行でお金を下してきて」と妻に言ったのですが、ちょうどジェット機が飛び、騒音で妻には伝わっておらず、後になって言った言わないで、けんかになってしまいました。
4 健康への影響も感じます。
私は40年ほど前から重い花粉症にかかっています。
毎年春になると酷いくしゃみ鼻水などの症状が出て外に出られません。しかし、家にいても、この時期は米軍のジェット機が飛ぶことが多く、その騒音は、脳を直撃して響くような感じがして、さらにいらいらします。いらいらがつのり、頭痛がはじまることもあります。思いつめないように、と自分に言い聞かせ耐えるしかありません。
また、妻は、横須賀に空母が入港し、朝からジェット機が家の真上をひっきりなしに飛び日があると、その日の夕方から夜にかけて、脳や足、お尻に湿疹ができます。湿疹は広範囲に広がり、ひどいかゆみが出るらしくとても辛そうです。騒音のない時にはそういうことはないのですが、騒音によるストレスが原因だと思います。
妻が、家の中で騒音に曝され、肉体的にも精神的にもストレスを抱え込んでいる様を見ると、こちらも辛くなります。
5 さらに、車を運転中、騒音のせいで危険を感じることもありました。
今年4月中旬の星ごろですが、私は買い物のために自宅車庫から車を出そうとしました。我が家の車庫は大変見通しが悪いので、いつも周囲の音も聞きながら様子を見て、出るタイミングを計ります。この日は、車庫から車を出し始めハンドルを右に切りだしたところで、飛んできたジェット機の轟音で何も聞こえなくなりました。
そのまま道路に出ようとしたのですが、ちょうどそのとき左からスピードを出した車が急接近するのが見えて、あわててブレーキを踏み、なんとか衝突せずにすみました。車の音が聞こえていれば、もっと早い段階でブレーキも踏めたと思いますが、このときは衝突寸前でした。飛行機の爆音が、重大な交通事故を招く恐れもあるのです。
6 これらの被害は、騒音の中で生活する私たちには、決して些細なことではありません。いろいろな被害が重なって、とても大きなストレスを感じることを、分かっていたいただきたいのです。
7 先月23日から横須賀に空母が入りました。それに伴い、米軍のジェット機が家の真上を飛ばす回数が、目に見えて増えました。先月30日は、朝から夕方までジェット機が7、8機ほど飛び、うるさい日でした。その日の午後3時30分ころ、1機のジェット機が、通常とは異なる変則的な離陸を行いました。そのジェット機は、私の家の西側低空を、40秒ほどかけてゆっくりと旋回するようにして、飛び立ちました。ゆっくりと時間をかけた離陸のためか、ジェット機は、途中でエンジンを吹かすような爆音を何度もどろろかせました。ただでさえうるさいジェット機の轟音の中で、とろとろエンジン吹かすような爆音が混じるので、私は、つづくうるささを感じ、耐えがたい気持ちになりました。
私は5、6年前に防音工事を済ませましたが、ジェット機の騒音に対して、効果を感じる事ができません。
国に対して、基地をなくすとか、ジェット機の飛行をさせないとか、騒音を無くすための根本的な対策を望みます。
意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございました。

09年12月21日(月) 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議
 ~22日(火) 「新政権へ要請行動」



昨年12月に(全国6基地の7爆音訴訟団・準備会で結成された「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」が、結成後初めての共同行動として「新政権への政策要請行動」を12月21(月):22日(火)の二日間にわたり行いました。

要請は、「内閣官房・外務省・防衛省・環境省」と関連委員会委員の国会議員170名に行いました。連立新政権は、「対等な日米関係の構築」「日米地位協定、米軍再編の見直し」などの政策を掲げ、我々の反爆音の闘いの理念と共通するものがあり、私たちの闘いも「従来の抗議行動的立場の構造から、政策要求を前進させる運動」へ転換させ、「官僚支配の体制から、政府指導の新たな日米関係の構築を強く促し、現状を一步でも改善させる運動」をめざすことを前提にした要請を行いました。全国から延べ80名が参加しました。そして、第四次訴訟団からも各支部長をはじめ40名の方が朝早くから参議院会館に集合して全国の仲間と関連議員事務所を訪問要請を行いました。

南関東防衛局に抗議・要請行動



2009年12月25日、厚木爆音・第四次原告団代表が米艦戦機による爆音に対する抗議と、戦闘機交代による爆音被害拡大の早期軽減対策を求める申し入れを行いました。

去る11月23日、原子力空母「ジョージ・ワシントン」が入港、それに先駆けて艦載機が17日から22日にかけて厚木基地に飛来し、21日から連日激しい訓練飛行を繰り返しています、このために厚木基地周辺住民は昼夜にわたり激しい爆音に曝され続け、生活環境は破壊され健康面や精神面、日常生活に大きな影響を受けています。我々厚木基地周辺住民は、この激しい爆音に対し怒りを込めて強く抗議・要請しました。

口頭弁論・原告団口頭弁論に参加して

品川区 荏原在住(高校3年生) 窪田 亮史さん



私が、この厚木基地騒音訴訟について知ったのは、09年の夏でした。それまで米軍基地という思い浮かぶのは沖縄で、どこか遠くの問題のように感じられ、いまままで身近な問題として考えたことはありませんでした。

9月、実際に厚木基地を訪ね、2時間ほどでしたが、戦闘機の爆音を自分の耳で初めて聞き、爆音がどれほどの音なのかということを知りました。戦闘機が自分の真上を通ったとき、蟬の鳴き声や隣を走る車の気配(エンジン音)が消え、自分のすぐ側に雷が落ちたような、そんな音でした。

今回、この訴訟を第八回口頭弁論から傍聴し、またその後の報告集議会にも参加させていただきました。法廷での意見陳述や報告集議会での爆音の被害にあっている方々から、日々の爆音が生活にどのような被害を与えているのかといったことを初めて直に聞くことができ、そこで聞いた爆音の被害は私の想像以上のものでした。

報告集議会に参加し、実際に話を聞くことができ、本当によい経験ができたと思います。

裁判長が交替します
 第10回口頭弁論(2月17日)から

私たちの爆音訴訟の裁判長を務めた、横浜地裁・北澤章功総括判事が1月1日付けで異動となり、新たに東京地裁・佐村浩之総括判事が横浜地裁に着任して、私たちの爆音訴訟の裁判長を務めることになりました。

従って、次回2月17日(水)の第10回口頭弁論では、裁判長が交代するためにこれまでの口頭弁論での争点と原告・被告の主張を、新・裁判長に理解を求めるための「更新弁論」と、しっかりした「原告意見陳述」を行う予定です。

なお参考までに、佐村総括判事の経歴は仙台地裁、仙台高裁、東京地裁、東京高裁など。

主な裁判は・2007年3月小児科医の自殺を労働災害と認定し、認定をしなかった新宿労基署の処分を取り消した・2007年6月 国旗・国歌問題で、定年後の再雇用を取り消された都立高校教諭の件で、国歌斉唱を命じた校長の職務命令は合憲と判断。再雇用しなかったのは、都教育委員会の裁量の範囲内で適法として請求を棄却した。

第3.回定期代議員総会開催のお知らせ

3月14日(日) 13時30分~

大和市勤労福祉会館(鶴間オークシティ向かい)

※詳細は次回ニュースでお知らせいたします

今後の口頭弁論のお知らせ

2月17日(水) 第10回口頭弁論
 (横浜公園入り口) 2時30分集合
 13時30分開廷

4月26日(月) 第11回口頭弁論
 13時30分開廷
 詳細は別途



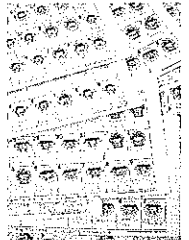
がんばってくれたみなさんへ
 「ぼくおんカレンダー」とりくみ ありがとう



訴訟団が初めて取り組んだ「児童・幼児爆音カレンダー取り組み」は、12月20日(日)から1月9日(土)までの3週間にわたり、126名の児童・幼児のみなさんにご協力を頂き実施しました。現在次々と「カレンダー」が事務局に届けられていますが、整理を行ったうえ爆音被害の重要な証拠として裁判所に提出させていただきます。

今回の取り組みには保護者の方々のご理解を頂き、事務局一同心からお礼申し上げます。今後も機会をとらえて、再度の取り組みを行う予定です。ご協力をお願いいたします。

がんばって カレンダーをかいてくれた
 みなさん ありがとうございます



【集まったカレンダー】

会計・事務局からのお願い

*「原告団年会費」納付のお願い

「10年度原告団年会費」の納付を昨年末からお願いしています。未納付の方は1月25日(月)までに、お近くの郵便局で納付の手続きをお願い致します。

なお、「振込取扱票」を紛失された方は訴訟団事務局にご連絡ください。再発行致します。また「09年度原告団年会費未納付」の方も納付をお願いします。

*「大和市在住原告」の方へ

過去に防音工事を行った原告の一部の方に、「防音工事アンケート用紙」を郵送しました。質問にご回答記入のうえ同封の返信用封筒で、訴訟団事務局にご返送願います。損害賠償金算定の重要な基準になりますのでご注意ください。